

南和広域医療企業団公告第3号

南和広域医療企業団（以下「企業団」という。）の役務の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和8年2月4日

南和広域医療企業団 企業長 森川 東

1. 競争入札に付する調達の内容

（1）入札物件

南和広域医療企業団五條病院清掃業務委託一式

（2）入札物件の数量及び特質

入札説明書及び清掃業務仕様書（以下「入札仕様書」という。）によります。

（3）委託期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

（4）履行場所

奈良県五條市野原西5丁目2番59号

南和広域医療企業団五條病院（以下「五條病院」という。）

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件のすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）奈良県の「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「**Q1建物管理**」で登録している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁舎主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

（3）入札参加申込兼参加資格確認申請書（以下「入札参加申込書」といいます。）の提出期限及び当該調達の入札の日に、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中又は指名保留の措置期間中でないこと。

（4）過去5年以内に五條病院と同規模又は、それ以上の病院において1年以上継続して清掃業務を実施した実績があること。

（5）医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15第1号に規定する「病院清掃受託責任者」を配置すること。

（6）その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

3. 担当部署等

(1) 担当部署、関係図面の閲覧場所及び問い合わせ先

(所在地) 〒638-8551

奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1

南和広域医療企業団南奈良総合医療センター内

(名称) 南和広域医療企業団 事務局施設用度課

(電話番号) 0747-54-5000

(FAX番号) 0747-54-5020

(電子メール) kanzai@nanwairyou.jp

(ホームページ) <http://nanwairyou.jp/>

(2) 入札説明書及び入札仕様書の公開期間

公開期間 公告日から令和8年2月26日(木)入札開始まで

公開場所 企業団ホームページ

(3) 関係図面の閲覧期間

関係図面の閲覧を希望する者は、下記閲覧期間中に上記3の(1)に示す担当部署と調整し、指示を受けてください。

閲覧期間 公告日から令和8年2月16日(月)まで

午前9時～午後5時(正午～午後1時を除きます。)

※南和広域医療企業団の休日を定める条例(平成24年2月南和広域医療組合条例第2号)に規定する休日を除きます。

(4) 入札の日時及び場所

入札日時 令和8年2月26日(木) 11時00分

入札場所 奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1

南和広域医療企業団南奈良総合医療センター 1階中会議室

4. 入札方法

入札は、南和広域医療企業団吉野病院清掃業務委託一式の1年間の請負総金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

5. 入札保証金

免除します。

6. 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書き各号に該当する者(保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去2年間に国又は地方公共団体と企業団が同等と認める契約を数回以

上締結し、これらをすべて誠実に履行した者など）であるときは、免除します。

なお、条文中「知事」とあるのは、「企業長」と、「県」とあるのは、「南和広域医療企業団」と読み替えるものとします。

7. 契約書作成の可否等

要します。落札者は、遅滞なく契約を締結するものとします。

8. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

9. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

10. 調達手続きの停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

11. 契約の不締結

落札の決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本企業団が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

1 2. 契約の解除

契約の締結後、契約者について上記 1 1 の (1) から (7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本企業団に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、上記 1 1 の (1)、(3)、(4) 及び (5) 中、「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

1 3. 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

1 4. その他必要事項

その他詳細は、入札説明書及び入札仕様書によります。